

第 1 1 号様式(第 1 2 条関係)

身体障害者診断書・意見書（肢体不自由用）

総 括 表

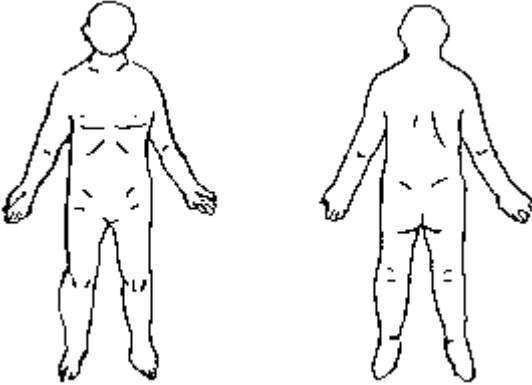
氏名	年 月 日生（ ）歳	男 女
住所		
①障害名(部位を明記)		
②原因となった疾病・外傷名		交通・労災・その他の事故・戦傷・戦災・自然災害・疾病・先天性・その他（ ）
③疾病・外傷発生年月日 年 月 日・場所		
④参考となる経過・現症(エックス線写真及び検査所見を含む。)		
障害固定又は障害確定(推定) 年 月 日		
⑤総合所見		
(将来再認定 要 ・ 不要)(要の場合はその理由) (再認定の時期 年 月頃)		
⑥その他参考となる合併症状		
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。		
年 月 日 病院又は診療所の名称 所 在 地 診療担当科名 科 医師氏名		
身体障害者福祉法第 1 5 条第 3 項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕 障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に ・該当する（ 級相当） ・該当しない		
注意 1 障害名には現在起っている障害、例えば両眼視力障害、両耳ろう、右上下肢麻痺、心臓機能障害等を記入し、原因となった疾病には、緑内障、先天性難聴、脳卒中、僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。 2 歯科矯正治療等の適応の判断を要する症例については、「歯科医師による診断書・意見書」（別様式）を添付してください。 3 障害区分や等級決定のため、松山市社会福祉審議会から改めて次頁以降の部分についてお問い合わせする場合があります。		

肢体不自由の状況及び所見

神経学的所見その他の機能障害(形態異常)の所見(該当するものを○で囲み、下記空欄に追加所見記入)

- 1 感覚障害(下記図示)：なし・感覚脱失・感覚鈍麻・異常感覚
- 2 運動障害(下記図示)：なし・弛緩性麻痺・痙性麻痺・固縮・不随意運動・しんせん・運動失調・その他
- 3 起因部位：脳・脊髄・末梢神経・筋肉・骨関節・その他
- 4 排尿・排便機能障害：なし・あり
- 5 形態異常：なし・脳・脊髄・四肢・その他

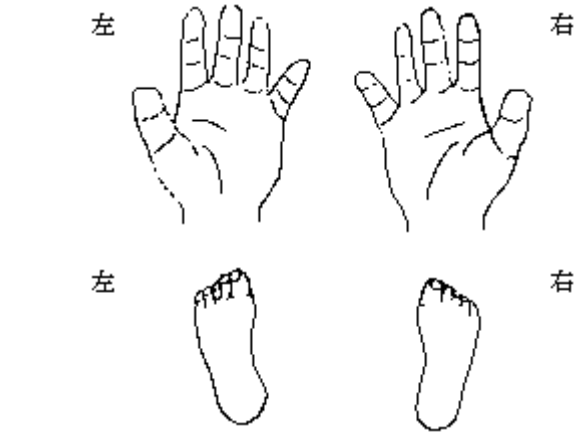
参 考 図 示



×変形 切離断 感覚障害 運動障害

(注)関係ない部分は記入不要

- 6 歩行能力の程度(m)
- 7 起立位(分)
- 8 座位(分)
- 9 動作・活動 自立—○, 半介助—△, 全介助又は不能—×
- ()の中のものを使うときはそれに○をつける



左		右
	上肢長 cm	
	下肢長 cm	
	上腕周径 cm	
	前腕周径 cm	
	大腿周径 cm	
	下腿周径 cm	
	握力 kg	

寝返りをする	シャツを着て脱ぐ		
足を投げ出して座る	ズボンははいて脱ぐ(自助具)		
椅子に腰掛ける	片脚立位をする	右	
洋式便器に座る		左	
立つ(手すり, 壁, 杖, 松葉杖, 義肢, 装具)	ブラシで歯を磨く(自助具)	右	
家の中の移動(壁, 杖, 松葉杖, 義肢, 装具, 車椅子)		左	
二階まで階段を上って下りる(手すり, 杖, 松葉杖)	排泄の後始末をする	右	
屋外を移動する(家の周辺程度)(杖, 松葉杖, 車椅子)		左	
公共の乗物を利用する	(箸で)食事をする(スプーン, 自助具)	右	
タオルを絞る		左	
顔を洗いタオルで拭く	コップで水を飲む	右	
背中を洗う		左	

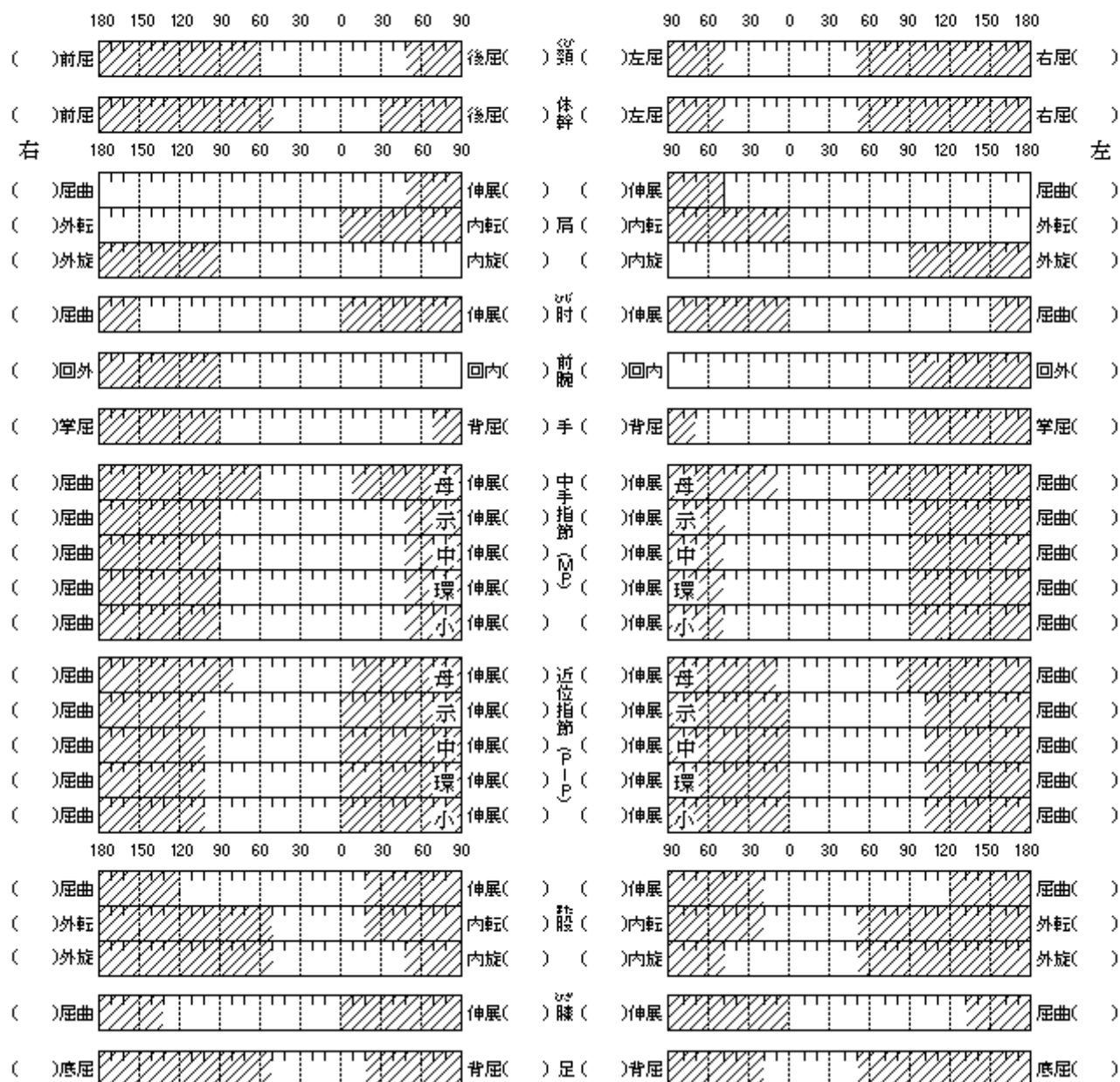
注：身体障害者福祉法の等級は機能障害(impairment)のレベルで認定されますので()の中に○がついている場合、原則として自立していないという解釈になります。

- 注：1 上下肢の欠損の場合は、欠損部が上腕、前腕、大腿又は下腿のそれぞれ1／2以上であるか否かを明記すること。
- 2 指の欠損の場合は、各指骨間関節(IP, PIP, DIP)の残存の有無を明記すること。
- 3 上記6・7・8の部分については、補装具、杖等を使用しない状態で記入すること。

計 測 法

- 上肢長：肩峰→橈骨茎状突起
- 前腕周径：最大周径
- 下肢長：上前腸骨棘→(脛骨)内果
- 大腿周径：膝蓋骨上縁上10cmの周径(小児等の場合は別記)
- 上腕周径：最大周径
- 下腿周径：最大周径

筋力テスト () 関節可動域 筋力テスト () 関節可動域 筋力テスト ()



備考

注：

- 1 関節可動域は、他動的可動域を原則とする。
- 2 関節可動域は、基本肢位を0度とする日本整形外科学会及び日本リハビリテーション医学会の指定する表示法とする。
- 3 関節可動域の図示は、のように両端に太線を引き、その間に矢印で結ぶ。強直の場合は、強直肢位に波線(〽)を引く。
- 4 筋力については、表()内に×△○印を記入する。
×印は、筋力が消失又は著減(筋力0、1、2該当)

△印は、筋力半減(筋力3該当)

○印は、筋力正常又はやや減(筋力4, 5該当)

- 5 (PIP)の項母指は(IP)関節を指す。
- 6 DIPその他手指の対立内外転等の表示は、必要に応じ備考欄を用いる。
- 7 図中塗り潰した部分は、参考的正常範囲外の部分で、反張膝等の異常可動は、この部分にはみ出し記入となる。

例示

(×) 伸展 屈曲(△)